

制定：平成 28 年 5 月 10 日
改定 05：平成 29 年 4 月 02 日

フライトマニュアル

会員向け説明資料

日本ドローン協議会



フライトマニュアル

以下は会員（日本ドローン協議会に所属する団体）向け説明資料です。

- 1) 会員は改正航空法・航空法施行規則・会員規約等を遵守、並びに、フライトマニュアルに沿って、楽しく有意義にフライト体験・実習等行う事。
- 2) 会員は、所属協議会から教材ドローンを購入、又は、個人でドローンを購入された場合は、遅滞なく所属事務局へ通知し、機器管理番号の登録を行う事。
 - ① 登録された機体には安全装置を取付る事を推奨します。
 - (ア) 登録された機体に日本ドローン協議会の1年間簡易修理無料保証を提供致します。
 - (イ) 安全バンパー、リード、リード固定金具、センターポイント等は安価提供致します。
- 3) 屋外でフライトする会員は「第三者賠償責任保険」等を加入する事を推奨します。
 - ① 日本ドローン協議会が斡旋しますので、機器管理番号登録申請と同日加入をお勧め致します。

目次

1.	改正航空法及び航空法施行規則の理解と解釈について	3
1)	航空法施行規則の一部を改正する省令及び告示（概要）	
2)	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（概要）	
3)	改正航空法の理解	
4)	航空法施行規則の理解	
5)	無人航空機に係る規制の運用における解釈について	
2.	安全を確保するために必要な体制	10
1)	無人航空機を飛行させる際の基本的な体制	
2)	進入表面等の上空の空域における飛行を行う際の体制	
3)	地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う際の体制	
4)	人又は家屋の密集している地域の上空における飛行、地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行及び催し場所の上空における飛行を行う際の体制	
5)	夜間飛行を行う際の体制	
6)	目視外飛行を行う際の体制	
7)	危険物の輸送を行う際又は物件投下を行う際の体制	
8)	非常時の連絡体制	
3.	無人航空機を飛行させる者の訓練及び遵守事項	13
1)	注意事項	
2)	無人航空機による事故等の情報提供	
3)	その他関係法令遵守等	
4)	事業として無人航空機を飛行させる方へ	
5)	趣味で無人航空機を飛行させる方へ	
6)	保護者の方へ	
7)	許可・承認手続き・その他	
8)	ドローンを飛行させる者の必要な訓練	
9)	フライト技術の維持	
4.	会員独自で屋内外でフライトする場合の遵守事項	19
1)	遵守事項	
2)	安全を確保するために必要な体制	
3)	飛行許可書・承認書	
5.	無人航空機の点検・整備	20
1)	機体の点検・整備方法	
2)	点検・整備の記録	
6.	参考までに	21

1. 改正航空法及び航空法施行規則の理解と解釈について

1) 航空法施行規則の一部を改正する省令及び告示（概要）

① 背景

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）が公布された（平成 27 年 9 月 11 日）ことに伴い、同法による改正後の航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）において、無人航空機の具体的な飛行の禁止空域や飛行の方法等の詳細については、国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）等について、所要の改正等を行う。

② 改正等の概要

（ア）重量が 200g 未満の機器を、航空法上の無人航空機から除く。

（イ）無人航空機の飛行を禁止する空域について、以下のとおり定める。

一 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域

- 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域

二 人又は家屋の密集している地域の上空

国土交通大臣が告示で定める年（※）の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）の上空

※今般、告示で平成 22 年と定めることとする。

（ウ）無人航空機の飛行の方法について、以下のとおり定める。

一 人又は物件との間に保つべき距離

無人航空機を飛行させる際、人又は物件との間に保つべき距離として 30 メートルと定めることとする。

二 無人航空機による輸送を禁止する物件

無人航空機により輸送してはならないものとして、火薬類、高圧ガス、凶器など、航空機の場合（規則第 194 条第 1 項）と同様の物件を定めることとする。

（エ）飛行の禁止空域における飛行の許可、法に定める飛行の方法によらない飛行の承認に係る申請書の記載事項として、当該無人航空機の機能・性能、飛行経歴、飛行させる際の体制等を定めることとする。

（オ）国、地方公共団体及びこれらの者の依頼を受けた者が、緊急性があるものとして捜索又は救助の目的で無人航空機を飛行させる場合は、（エ）の許可及び承認の規制対象外とするための規定を置くこととする。

2) 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（概要）

① 背景

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）が公布された（平成 27 年 9 月 11 日）。これに伴い、飛行禁止空域における飛行や飛行の方法によらない飛行については、国土交通大臣による許可又は承認（以下「許可等」という。）が必要となることから、当該事務を行うための審査要領を定める。

② 概要

（ア）申請方法

- 一 飛行開始予定日の 10 開庁日前までに申請書の提出を求める。
- 二 同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請することを可能とする。
- 三 飛行の委託を行っている者が受託先の飛行をまとめて申請する場合や、複数の者が

行う飛行をまとめて申請する場合などに、代表者による代行申請を可能とする。

- 四 許可等の期間は原則として3ヶ月以内とするが、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には1年を限度として許可等を行う。

③ 許可・承認の基準

- (ア) 許可等の審査においては、A)機体の機能及び性能、B)無人航空機を飛行させる者の飛行経歴・知識・技能、C)安全を確保するための体制の3つの観点から、『基本的な基準』と『飛行形態に応じた追加基準』を定め、それらへの適合性について判断する。
- (イ) また、様々な飛行形態が想定されること、今後の技術開発の進展による安全性向上が見込まれること等から、上記3つの観点から総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合については、柔軟に対応することとする。
- (ウ) 原則として、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを求めることとし、人又は家屋の密集している地域の上空や催し場所の上空において飛行させる場合であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを求める。
- (エ) やむを得ず、第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を求める。
- (オ) 安全確保のため、無人航空機を飛行させる者を補助する補助者の配置を求める。
- (カ) 無人航空機の安全な飛行を行う体制が維持されるよう、飛行マニュアルの作成を求める。

3) 改正航空法の理解

① 飛行の禁止空域

(ア) 法：第三百三十二条

何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

★飛行禁止空域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。所定の手続きを行ってください。



飛行禁止区域概要図(国土交通省航空局)

② 飛行の方法

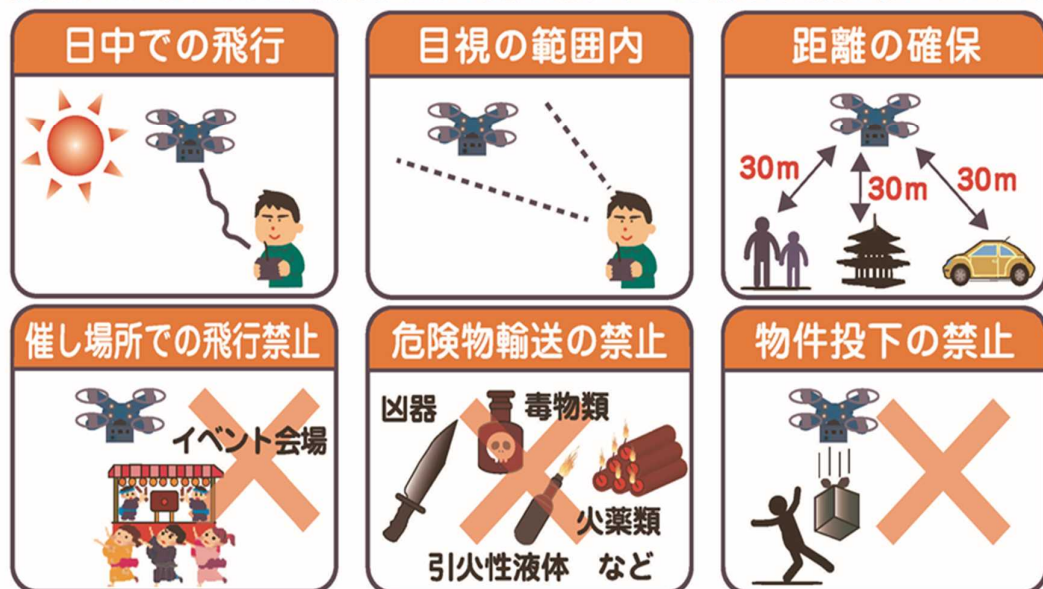
(ア) 法：第三百三十二条の二

無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

- 一 日出から日没までの間において飛行させること。
- 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保って飛行させること。
- 四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
- 五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。
- 六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！これらの方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。ので、所定の手続きを行ってください。



飛行の方法概要図(国土交通省航空局)

③ 搜索、救助等の特例

(ア) 法：第百三十二条の三

前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し搜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

4) 航空法施行規則の理解

① 飛行の禁止空域

(ア) 規則：第二百三十六条

法第百三十二条第一号 の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

- 一 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項 の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であって、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

(イ) 規則：第二百三十六条

法第百三十二条第二号 の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上

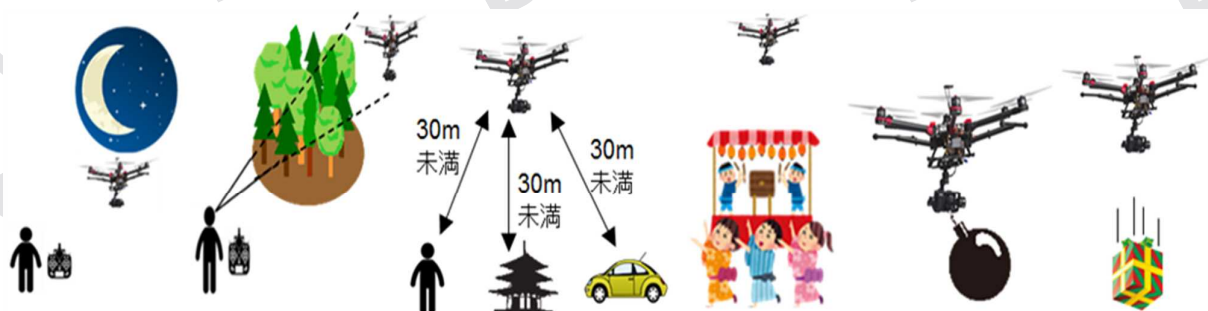
の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。)とする。

② 飛行禁止空域における飛行の許可

(ア) 規則：第二百三十六条の三

法第百三十二条 ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 飛行禁止空域を飛行させる理由
- 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- 八 その他参考となる事項



(夜間飛行) (目視外飛行) (30m未満の飛行) (イベント上空飛行) (危険物輸送) (物件投下)

承認が必要となる飛行の方法概要図(国土交通省航空局)

③ 飛行の方法

(ア) 規則：第二百三十六条の四

法第百三十二条の二第三号 の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

(イ) 規則：第二百三十六条の五

第百九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第五号 の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第百九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

二 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第五号 の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

④ 飛行の方法によらない飛行の承認

(ア) 規則：第二百三十六条の六

法第百三十二条の二 ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 法第百三十二条の二 各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由
- 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

八 その他参考となる事項

⑤ 捜索又は救助のための特例

(ア)規則：第二百三十六条の七

法第百三十二条の三 の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者とする

(イ)規則：第二百三十六条の八

法第百三十二条の三 の国土交通省令で定める目的は、捜索又は救助とする。

5) 無人航空機に係る規制の運用における解釈について

① 航空法で言う無人航空機とは何か

(ア)航空法第2条22及び航空法施行規則第5条の2で規定され「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」というもので、これはドローンだけでなく、従来のラジコンヘリやラジコン飛行機のほとんどが該当します。

一 「構造上人が乗ることができないもの」とは、当該機器の概括的な大きさや潜在的な能力を含めた構造、性能等を確認することにより、これに該当すると判断されたものをいう。

二 「遠隔操作」とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。

三 「自動操縦」とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。具体的には、事前に設定した飛行経路に沿って飛行させることができるものや、飛行途中に人が操作介入することができず離陸から着陸まで完全に自律的に飛行するものが存在する。

(例)



(ドローン (マルチコプター))



(ラジコン機)



(農薬散布用ヘリコプター)

(イ)航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして、航空法施行規則第5条の2により、重量が200グラム未満のものは無人航空機の対象からは除外される。

重量が200グラム未満の無人航空機は、飛行可能時間等の機能・性能が限定されており、墜落等により人や物件に衝突した場合であっても、その被害はきわめて限定的であると考えられるとともに、主に屋内等の狭い範囲内での飛行となることによるものである。

ここで、「重量」とは、無人航空機本体の重量及びバッテリーの重量の合計を指しており、バッテリー以外の取り外し可能な付属品の重量は含まないものとする。

➤ 重量200g以下の小型ドローン等は従来の航空法の「模型飛行機」に該当し今回の法改正の影響は受けません。

② 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域について

以下の(A)～(C)の空域のように、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。



飛行禁止区域概要図(国土交通省航空局)

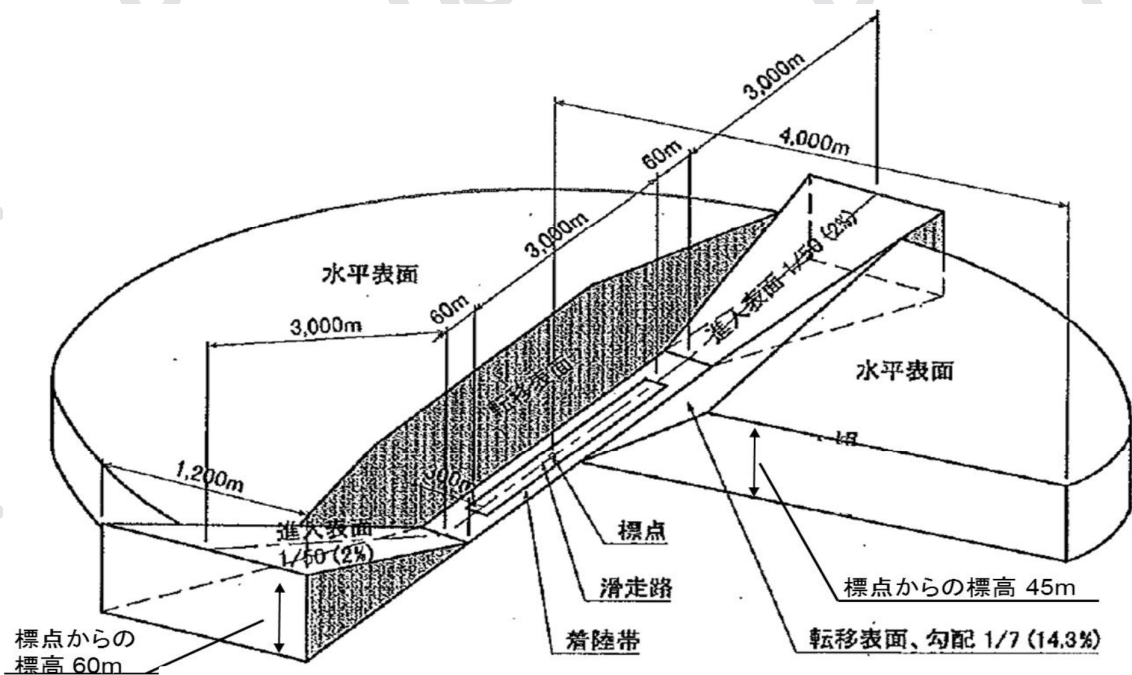
(ア) 空港周辺の空域 (A)

空港やヘリポート等の周辺の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

一 全ての空港やヘリポート等における進入表面等の例

- 全ての空港やヘリポート等において、空港等から概ね 6km 以内の範囲で以下の進入表面、転移表面及び水平表面が設定されています。

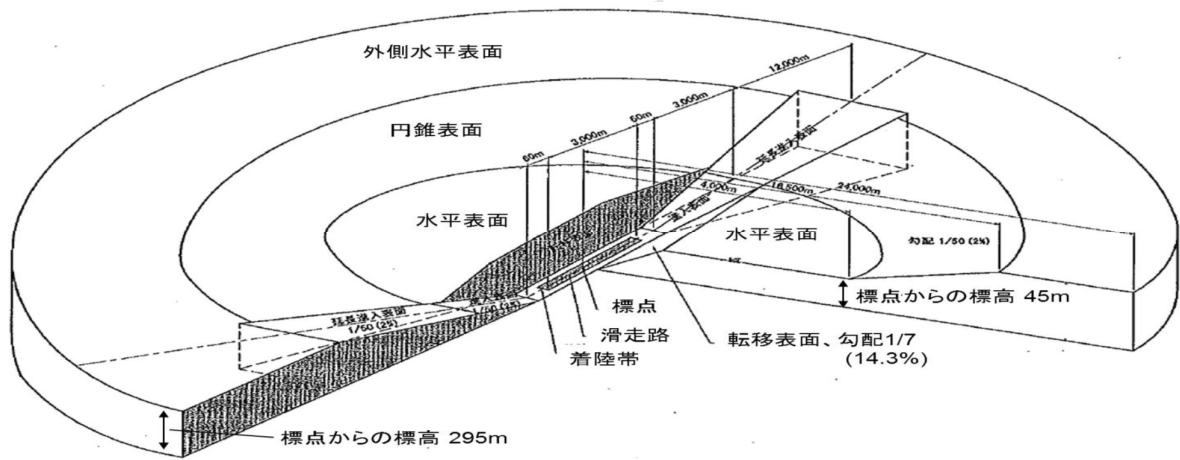
(※) 詳細は、航空局ホームページで確認しますが、飛行させようとする場所が区域内にある場合又は区域の境界付近にある場合には、各空港等管理者にお問い合わせください。



二 東京・成田・中部・関西国際空港及び政令空港における進入表面等の例

- 東京・成田・中部・関西国際空港及び政令空港 (※) においては、(ア) の表面 (進入表面、転移表面及び水平表面) に加え、空港から 24km 以内の範囲で延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面が設定されています。

(※) 政令空港：釧路、函館、仙台、大阪国際、松山、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇



(イ) 地表又は水面から 150m 以上の高さ空域 (B)

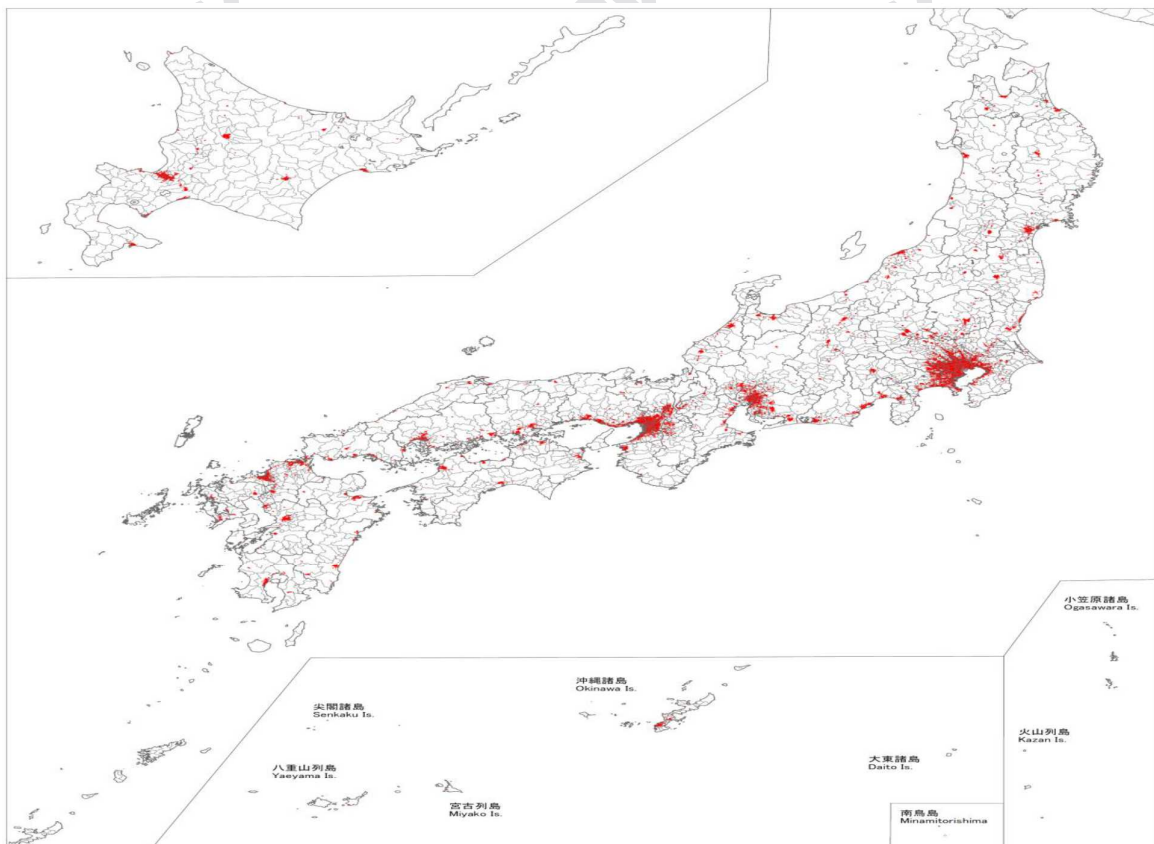
航空法により、航空機の飛行できる一番低い高度は 150m 以上と規定されている空域で、無人航空機は 150m 以上の高さ空域で飛行させる際には、予め「飛行許可」を得る空域

— 進入表面等の上空及び 150m 以上の上空での飛行では、飛行許可申請前に管制機関との調整が必須です。

- 空港等の周辺以外であって地上等から 150m 以上の高さの空域で無人航空機の飛行を予定する場合は、まずは民間訓練試験空域（訓練空域）のエリア内かどうかの確認をお願いします。エリア内の場合は、航空交通管理センターと調整
- 訓練空域に該当しない場合は、進入管制区のエリア内かどうかの確認をお願いします。該当するエリア内の場合は、それぞれの管制機関と調整

(ウ) 人口集中地区の上空 (C)

平成 22 年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空



2. 安全を確保するために必要な体制

1) 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- ① 場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させない。
- ② 風速 5 m/s 以上の状態では飛行させない。
- ③ 雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。
- ④ 飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。
- ⑤ 補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。
- ⑥ 補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。
- ⑦ 飛行場所付近の人又は物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助員の増員、事前周知、物件管理者等との調整を行う。
- ⑧ 公園、河川、港湾等で飛行させる場合には、管理者により飛行が禁止されている場所でないか、あらかじめ確認する。
- ⑨ ヘリコプターなどの離発着が行われ、航行中の航空機に衝突する可能性があるような場所では飛行させない。
- ⑩ 第三者の往来が多い場所や学校、病院等の不特定多数の人が集まる場所の上空やその付近は飛行させない。
- ⑪ 高速道路、交通量が多い一般道、鉄道の上空やその付近では飛行させない。
- ⑫ 高压線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設付近では飛行させない。ただし、学校や病院等から依頼があった場合は、休校日や休診日、早朝等第三者が往来する可能性が低い時間帯に限り、飛行経路を当該施設敷地内に限定し、第三者の立ち入り制限を行いつつ一定の広さのある場所において飛行させるとともに、突風などを考慮して当該場所の付近（近隣）の第三者や物件への影響を予め現地で確認・評価し、補助者の増員、事前周知、物件管理者等との調整を行う。また、第三者の立ち入り等が生じた場合は速やかに飛行を中止する。
- ⑬ 人又は物件との距離が 30 m 以上確保できる離発着場所及び周辺の第三者の立ち入りを制限できる範囲で飛行経路を選定する。
- ⑭ 飛行場所に第三者の立ち入り等が生じた場合には速やかに飛行を中止する。
- ⑮ 人又は家屋が密集している地域の上空では夜間飛行は行わない。
- ⑯ 夜間の目視外飛行は行わない。
- ⑰ 催しの主催者等とあらかじめ調整を行い、観客、機材等から適切な距離を保って飛行させる。

※1) に加え、飛行の形態に応じ、2) から7) の各項目に記載される必要な体制を適切に実行すること

※以下 2)、3) の飛行を行う場合は、国土交通大臣又は管轄空港事務所長の許可承認が必要です。許可承認を受けた上で特に以下の点に注意して飛行するよう心がけてください

2) 進入表面等の上空の空域における飛行を行う際の体制

- ① 無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等（空港管理事務所又はヘリポート管理事務所（及び管制機関が配置されている場合は、空港事務所（又は空港出張所、基地）管制機関））と常に連絡がとれる体制を確保する。
なお、予め調整した空港設置管理者等からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。
- ② 予め空港事務所と調整した方法により、飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを空港事務所の求めに応じ連絡する。
なお、必要に応じ、調整した連絡方法について、別添又は申請書（様式1）その他参考となる事項に記載する。
- ③ 申請書に記載した条件に付いても飛行を行う場合は厳守すること。

3) 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域における飛行を行う際の体制



- ① 無人航空機を飛行させる際には、関係機関（空港事務所・航空交通管制部）と常に連絡がとれる体制を確保する。
なお、予め調整した空港設置管理者等からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。
 - ② 予め空港事務所と調整した方法により、飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを空港事務所の求めに応じ連絡する。
なお、必要に応じ、調整した連絡方法について、別添又は申請書（様式1）その他参考となる事項に記載する。
 - ③ 申請書に記載した条件に付いても飛行を行う場合は厳守すること。
- 4) 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行、地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行又は催し場所の上空における飛行を行う際の体制
- ① 飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。
 - ② 無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。
 - ③ 催し場所での飛行の場合、観客、機材等から適切な距離を保って飛行させる。
- 5) 夜間飛行を行う際の体制
- ① 夜間飛行においては、目視外飛行は実施せず、機体の向きを視認できる灯火が装備された機体を使用し、機体の灯火が容易に認識できる範囲内での飛行に限定する。
 - ② 飛行高度と同じ距離の半径の範囲内に第三者が存在しない状況でのみ飛行を実施する。
 - ③ 操縦者は、夜間飛行の訓練を修了した者に限る。
 - ④ 補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。
 - ⑤ 夜間の離発着場所において車のヘッドライトや撮影用照明機材等で機体離発着場所に十分な照明を確保する。
- 6) 目視外飛行を行う際の体制
- ① 飛行の前には、飛行ルート下に第三者がいなかったことを確認し、双眼鏡等を有する補助者のもと、目視外飛行を実施する
 - ② 操縦者は、目視外飛行の訓練を修了した者に限る。
 - ③ 補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。
- 7) 危険物の輸送を行う際又は物件投下を行う際の体制
- ① 1) に基づき補助者を適切に配置し飛行させる。
 - ② 危険物の輸送の場合、危険物の取扱いは、関連法令等に基づき安全に行う。
 - ③ 物件投下の場合、操縦者は、物件投下の訓練を修了した者に限る。
- 8) 非常時の連絡体制
- ① あらかじめ、飛行の場所を管轄する警察署、消防署等の連絡先を調べ、ドローンのフライトによる人の死傷、他人の物件損傷、フライト時における機体の紛失又は飛行機等との接触、若しくは、接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省東京航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告。並びに、本会担当指導教官まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における行政機関の報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行う。
(ア) ドローンのフライトに係る許可等の年月日及び許可番号
(イ) ドローンの操縦者氏名
(ウ) 事故等の発生した日時及び場所ドローンの名称
(エ) ドローンの事故等の概要



(オ) その他参考となる事項

国土交通省東京航空局保安部運用課 03-6685-8005

最寄りの空港事務所 (執務時間外は次表に示した、飛行させた都道府県に対応する 24 時間対応の空港事務所へ連絡する。)

官 署	連絡先	管轄区域	執務時間	執務時間外の連絡先 (24 時間運用されている 最寄りの空港事務所)
丘珠空港事務所	☎:011-781-4162	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
新千歳空港事務所 (24 時間対応)	平 日 ☎:0123-23-4195 土日祝日 ☎:0123-23-4102	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内	24 時間	
稚内空港事務所	☎:0162-27-2740	北海道のうち稚内市及び宗谷総合振興局管内	8:30-18:30	新千歳空港事務所
函館空港事務所	☎:0138-57-1738	北海道のうち函館市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
釧路空港事務所	☎:0154-57-6284	北海道のうち釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内	8:00-21:00	新千歳空港事務所
三沢空港事務所	☎:0176-53-2463	青森県	8:30-20:00	仙台空港事務所
仙台空港事務所 (24 時間対応)	☎:022-383-1301	岩手県、宮城県、秋田県、福島県	24 時間	
百里空港事務所	☎:0299-54-0672	茨城県	8:00-21:00	東京空港事務所
成田空港事務所 (24 時間対応)	(平日 9:00-12:00 13:00-17:00) ☎:0476-32-1048 (上記以外) ☎:0476-32-6410	千葉県	24 時間	
東京空港事務所 (24 時間対応)	【平日 9 時～17 時】 ☎:03-5757-3022 【夜間・休日】 ※緊急の場合に限る ☎:03-5756-1531	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	24 時間	
新潟空港事務所	☎:025-273-5093	山形県、新潟県	7:30-21:30	仙台空港事務所
小松空港事務所	☎:0761-24-0829	富山県、石川県、福井県	7:30-21:30	中部空港事務所
中部空港事務所 (24 時間対応)	☎:0569-38-2158	岐阜県、愛知県、三重県	24 時間	
大阪空港事務所 (24 時間対応)	(平日 9:00-12:00 13:00-17:00) ☎:06-6843-1127 (夜間・休日) ☎:06-6843-1124	滋賀県、京都府、大阪府(八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、兵庫県、岡山県	24 時間	



八尾空港事務所	☎:072-922-9021	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては大阪市及び堺市のうち北緯三四度三五分四八秒東経一三五度三六分二秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の部分を含む。) 奈良県	8:00-19:30	大阪空港事務所
関西空港事務所 (24時間対応)	(平日 9 時～17 時) ☎:072-455-1330 (上記以外) ☎:072-455-1334	大阪府のうち堺市(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては八尾空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡和歌山県	24 時間	
美保空港事務所	☎:0859-45-6114	鳥取県 島根県	7:00-22:00	大阪空港事務所
広島空港事務所	☎:0848-86-8654	広島県	7:30-21:30	福岡空港事務所
岩国空港事務所	☎:0827-24-8224	山口県 (北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)	7:30-22:30	福岡空港事務所
徳島空港事務所	☎:088-699-6527	徳島県	7:00-21:30	大阪空港事務所
高松空港事務所	☎:087-879-6771	香川県	7:00-22:00	大阪空港事務所
松山空港事務所	☎:089-972-0393	愛媛県	7:30-21:30	福岡空港事務所
高知空港事務所	☎:088-863-2620	高知県	7:00-21:00	福岡空港事務所
福岡空港事務所 (24時間対応)	(平日 9:00～17:00) ☎:092-629-4012 (土日祝日、年末年始) ☎:092-622-6529	福岡県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、佐賀県、長崎県のうち対馬市及び壱岐市	24 時間	
北九州空港事務所	☎:093-473-1089	山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美弥市及び山陽小野田市、福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡	24 時間	
長崎空港事務所	☎:0957-53-6901	長崎県(福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。)	7:00-22:00	福岡空港事務所
熊本空港事務所	☎:096-232-2854	熊本県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所
大分空港事務所	☎:0978-67-3773	大分県	7:30-22:30	福岡空港事務所
宮崎空港事務所	☎:0985-51-2184	宮崎県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所
鹿児島空港事務所 (24時間対応)	☎:0995-58-4461	鹿児島県	24 時間	
那覇空港事務所 (24時間対応)	(平日 9 時～17 時) ☎:098-859-5132 (上記以外) ☎:098-857-1107	沖縄県	24 時間	

3. 無人航空機を飛行させる者の訓練及び遵守事項

1) 注意事項

① 無人航空機を安全に飛行させるためには、航空法を遵守することはもちろんですが、周囲の状況などに応じて、さらに安全への配慮が求められます。具体的には、「飛行させる場所」「飛行させる際」「常日頃から」等注意して飛行させましょう。

② 日中における飛行

夜間では、無人航空機の位置や姿勢だけでなく、周囲の障害物等の把握が困難になり、無人航空機の適切な制御ができず墜落等に至るおそれが高まることから、航空法第132条の2第1号により、日中のみ（日出から日没までの間）の飛行に限定することとしている。

ここで、「日出から日没までの間」とは、国立天文台が発表する日の出の時刻から日の入りの時刻までの間をいうものとする。したがって、「日出」及び「日没」については、地域に応じて異なる時刻を表す。

③ 目視の範囲内での飛行

飛行させる無人航空機の位置や姿勢を把握するとともに、その周辺に人や障害物等がないかどうか等の確認が確実に行えることを確保するため、航空法第132条の2第2号により、目視により常時監視を行いながらの飛行に限定することとしている。

ここで、「目視」とは、無人航空機を飛行させる者本人が自分の目で見えることをいうものとする。このため、補助者による目視は該当せず、また、モニターを活用して見ることも、双眼鏡やカメラ等を用いて見ることは、視野が限定されるため「目視」にはあたらない。

④ 地上又は水上の人又は物件との間に一定の距離を確保した飛行

飛行させる無人航空機が地上又は水上の人又は物件と衝突することを防止するため、航空法第132条の2第3号により、当該無人航空機とこれらとの間に一定の距離（30m）を確保して飛行させることとしている。

ここで、航空法第132条の2第3号の規定は、飛行する無人航空機の衝突から人又は物件を保護することが趣旨であることから、一定の距離（30m）を保つべき人又は物件とは、次のとおりと解釈される。

（ア）「人」とは、無人航空機を飛行させる者及びその関係者（無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与している者）以外の者をいう。

（イ）「物件」とは、次に掲げるもののうち、無人航空機を飛行させる者及びその関係者（無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与している者）が所有又は管理する物件以外のものをいう。

一 中に人が存在することが想定される機器（車両等）

二 建築物その他の相当の大きさを有する工作物

具体的な例として、次に掲げる物件が本規定の物件に該当する。

➤ 車両等：自動車、鉄道車両、軌道車両、船舶、航空機、建設機械、港湾のクレーン等

➤ 工作物：ビル、住居、工場、倉庫、橋梁、高架、水門、変電所、鉄塔、電柱、電線、信号機、街灯等

⑤ 多数の者の集合する催し場所上空以外の空域での飛行

多数の者の集合する催しが行われている場所の上空においては、無人航空機を飛行させた場合に故障等により落下すれば、人に危害を及ぼす蓋然性が高いことから、航空法第132条の2第4号により、一時的に多数の者が集まるような催し場所上空以外の空域での飛行に限定することとしている。

どのような場合が「多数の者の集合する催し」に該当するかについては、催し場所上空において無人航空機が落下することにより地上の人に危害を及ぼすことを防止するという趣旨に照らし、集合する者の人数や密度だけでなく、特定の場所や日時に開催されるものかどうか、また、主催者の意図等も勘案して総合的に判断される。

具体的な事例は次のとおりである。

一 該当する例：

航空法第 132 条の 2 第 4 号に明示されている祭礼、縁日、展示会のほか、プロスポーツの試合、スポーツ大会、運動会、屋外で開催されるコンサート、町内会の盆踊り大会、デモ（示威行為）等

二 該当しない例：

自然発生的なもの（例えば、混雑による人混み、信号待ち 等）

なお、上記に該当しない場合であっても、特定の時間、特定の場所に数十人が集合している場合には「多数の者の集合する催し」に該当する可能性がある。

⑥ 危険物の輸送の禁止

無人航空機には、既に数 kg～10kg の物件を輸送する能力を有するものもあり、火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物を輸送することが十分に可能であるところ、これらの物件を輸送する無人航空機が墜落した場合や輸送中にこれらの物件が漏出した場合には、周囲への当該物質の飛散や機体の爆発により、人への危害や他の物件への損傷が発生するおそれがあるため、航空法第 132 条の 2 第 5 号により、危険物の輸送を禁止することとしている。

無人航空機による輸送を禁止する危険物については、航空法施行規則第 236 条の 5 及び「無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示」（平成 27 年 11 月 17 日付国土交通省告示第 1142 号）において定められている。

なお、当該飛行に必要不可欠であり、飛行中、常に機体と一体となって輸送される等の物件は、航空法施行規則第 236 条の 5 第 2 項における無人航空機の飛行のために輸送する物件として、輸送が禁止される物件に含まれないものとする。

具体的には次に掲げる物件が該当する。

- 無人航空機の飛行のために必要な燃料や電池
- 業務用機器（カメラ等）に用いられる電池
- 安全装備としてのパラシュートを開傘するために必要な火薬類や高圧ガス等

⑦ 物件投下の禁止

飛行中に無人航空機から物件を投下した場合には、地上の人等に危害をもたらすおそれがあるとともに、物件投下により機体のバランスを崩すなど無人航空機の適切な制御に支障をきたすおそれもあるため、航空法第 132 条の 2 第 6 号により、物件投下を禁止することとしたものである。

ここで、水や農薬等の液体を散布する行為は物件投下に該当し、輸送した物件を地表に置く行為は物件投下には該当しない。

⑧ 搜索、救助等のための特例

航空法第 132 条の 3 は、事故や災害等の発生時における人命の搜索、救助等が極めて緊急性が高く、かつ、公共性の高い行為であることから、当該搜索、救助等に支障が出ないよう、航空法第 132 条の無人航空機の飛行の禁止空域に関する規定や航空法第 132 条の 2 の飛行の方法に関する規定の適用を除外することにより、搜索又は救助等の迅速化を図ることを趣旨としたものである。

本特例については、航空法施行規則第 236 条の 7 により、以下の者に対して適用される。

（１）国又は地方公共団体

（２）国又は地方公共団体の依頼により搜索又は救助を行う者

また、国土交通省令で定める目的については、航空法施行規則第 236 条の 8 により、「搜索又は救助」と定められているが、本規定における「搜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合において、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置（調査・点検、捜査等の実施を含む。）を指しており、当該措置を目的として無人航空機を飛行させる場合については、本特例が適用されることとなる。

なお、特例の対象となる飛行においても、飛行の安全性を確保することは言うまでもないことから、「航空法第 132 条の 3 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月 17 日付国空航第 687 号、国空機第 926 号）を参考にしつつ、無人

航空機の利用者又は飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれることがないよう安全の確保を自主的に行う必要がある。

※大規模災害時の飛行調整（国土交通省：運用ガイドライン抜粋）

大規模災害が発生した場合は、捜索、救助を目的とした多数の航空機、及び、無人航空機が飛行する事が想定される。航空機の航行の安全の確保、及び、無人航空機に起因する事故等の防止の為、これら空域で無人航空機の飛行の方法（日時・場所等）を調整する事が望ましい。

⑨ 屋内での無人航空機の飛行

建物内等の屋内での飛行については、航空法第 132 条及び第 132 条の 2 は適用されない。ここで、網等で四方・上部が囲まれた空間等については屋内として扱うものとする。

2) 無人航空機による事故等の情報提供

万が一、無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事象が発生した場合には、国土交通省（空港事務所）へ情報提供する事とします。

なお、安全に関する情報は、航空法等法令違反の有無にかかわらず報告する事とします。

① 国土交通省 航空局 安全部 運航安全課（無人航空機担当窓口）に「無人航空機に係る事故等の報告書」を速やかに提出する。

※注意：報告とは、「関係先に直ちに連絡」その後「運航安全課へ報告書の提出」を云う。

3) その他関係法令遵守等

① 電波を利用して無人航空機を飛行させる場合、電波法を遵守することが求められます。

② 自治体が、その管理する公園等の上空におけるドローンの飛行を禁止していることがあります。また、重要文化財を含む神社仏閣等の管理者が、敷地上空での無人航空機の飛行を禁止する看板を掲示している場合もあります。土地の所有者等が、その土地の上空での無人航空機の飛行を禁止する旨の表示等を行っている場合には、その土地の上空では無人航空機を飛行させないようにしましょう。（第三者の所有する土地の上空で無人航空機を飛行させる場合、所有権の侵害とされる可能性があります）

③ 無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット上で公開する場合は、『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』（総務省）に従って、第三者のプライバシー等に注意しましょう。

（ア）以下はガイドライン抜粋である

ー ドローンは、簡易に「空からの撮影」が可能であることから、土砂崩落、火山災害、トンネル崩落などの現場における被災状況調査、橋梁、トンネル、河川やダムなどのインフラ監視、消火・救助活動、測量、警備サービス、宅配サービスなど様々な分野での利用が可能であり、社会的に大きな意義があるものと考えられている。また、産業界からも今後多くのビジネスをもたらすとの期待が大きい。他方、このドローンを利用すれば、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することも可能である。これまでもヘリコプターを利用して空からの撮影が可能であったが、ドローンを利用することにより、より多くの人が、安価で簡便な方法により「空からの撮影」を行うことが可能となるため、利活用による経済社会活動の発展と、プライバシー等保護のバランスを保つことが必要となる。

ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民事・刑事・行政上のリスクを負うことになる。

➤ プライバシー侵害等の行為が行われた場合、民事上、撮影者は被撮影者に対して、不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなる。

➤ また、浴場、更衣場や便所などが通常衣服をつけないでいるような場所を撮影した場合には、刑事上、軽犯罪法や各都道府県の迷惑防止条例の罪に該当する可能性があり、処罰されるおそれがある。



- さらに、個人情報取扱事業者による撮影の場合には、無断での撮影行為は不正の手段による個人情報の取得として、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）の違反行為となるおそれがある。
- 二 また、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とした場合においては、当該映像等にプライバシーや肖像権などの権利を侵害する情報が含まれていたときは、インターネットによる情報の拡散により、権利を侵害された者への影響が極めて大きく、当該映像等は人格権に基づく「送信を防止する措置」及び損害賠償請求の対象ともなる。
- 三 具体的に注意すべき事項
 - 住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮すること
 - プライバシー侵害の可能性がある撮影映像等にぼかしを入れるなどの配慮をすること
 - 撮影映像等をインターネット上で公開するサービスを提供する電気通信事業者においては、削除依頼への対応を適切に行うこと
- ④ 無人航空機により他人の身体や財産に危害を加えることは、処罰の対象になる可能性があります。
- 4) 事業として無人航空機を飛行させる方へ
 - ① 映像の撮影など事業において無人航空機を飛行させる場合、反復継続して飛行させると考えられること等から、事業者としての責任を持って安全な運用をより一層心がけることが必要です。
 - ② 事業として無人航空機を飛行させる以上、技量の向上や使用する無人航空機の信頼性の確保を図ることも、より強く求められます。
 - ③ 映像の撮影などの発注業務の内容によっては、飛行の安全を確保することが難しいことも考えられますが、そのような場合は安全上難しいことを依頼者に伝え、理解を得ることも重要です。
 - ④ 無人航空機を利用して事業を展開しようとする企業等が団体をつくり、情報交換やガイドラインの策定、操縦や安全の教育訓練・認証等に取り組んでいます。このような団体を通じ、無人航空機を利用した事業の安全管理体制の構築に必要な情報の入手等を図っていくことも有効です。
- 5) 趣味で無人航空機を飛行させる方へ
 - ① 趣味での飛行であっても、法令を遵守し安全に飛ばすことは大前提です。ルールを守って楽しみましょう。
 - ② 趣味でラジコン機を楽しむ方が参加する団体において、無人航空機の飛行に有益な情報を交換したり、飛行させる場所の確保や保険の加入などの便宜を図ったりしています。このような活動は、無人航空機の安全な飛行にも有効です。
- 6) 保護者の方へ
 - ① 子供が無人航空機を飛行させる場合であっても、法令を遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させるよう心がける必要があります。
 - ② 保護者の方がルールや注意事項を子供に理解させ、子供に付き添って飛行させるなどの配慮が必要です。
※200 g 以下の小型ドローンであってもむやみに屋外でフライトさせない事。
- 7) 許可・承認手続き・その他
 - ① 航空法第 132 条第 1 号の空域（空港等の周辺、高度 150m 以上）における飛行の許可申請については、各空港事務所になります。
それ以外 の許可・承認については国土交通省航空局安全部運航安全課（以下、「本省運航安全課」という。）になります。
なお、最寄りの空港事務所等に申請書類を持参頂ければ申請場所となる本省運航安全課又は



空港事務所にこれらの申請書類を経由することが出来ます。

※本省運航安全課及び空港事務所の所在地・連絡先等は、航空局ホームページ
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html に掲載しています。

申請事項	申請書の提出先
法第 132 条第 1 号 に掲げる空域における 飛行の許可の申請	ア) 進入表面等 [※] の上空の空域又は地表若しくは水面から 150m 以上の高さの空域に係る飛行の許可申請は、当該 飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所 長 イ) ア) の規定にかかわらず、公海上に係る飛行の許可申 請は、国土交通大臣
法第 132 条第 2 号 に掲げる空域における 飛行の許可の申請	国土交通大臣
法第 132 条の 2 各号 に掲げる方法によらない 飛行の承認の申請	国土交通大臣

※進入表面等とは、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第 56 条第 1 項の規定に
より国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面を指す。

② ドローン（無人機・無人航空機）を飛行させるために「許可」がいる空域として、地表など
より 150m 以上という基準が設定されています。

（ア）航空法施行規則（第百七十四条）

法第八十一条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

一 有視界飛行方式により飛行する航空機にあっては、飛行中動力装置のみが停止し
た場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び
次の高度のうちいずれか高いもの

イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあっては、当該航空機を中心として
水平距離六百メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から三百メートルの
高度

ロ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあっては、地上又は水上の人又
は物件から百五十メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度

ハ イ及びロに規定する地域以外の地域の上空にあっては、地表面又は水面から
百五十メートル以上の高度

二 計器飛行方式により飛行する航空機にあっては、告示で定める高度

※ドローンの当該機器に組み込まれたプログラム（GPS 等利用）により高度・距離制限で
150m 未満のフライト可能ですが、電波障害により GPS 等利用できない恐れが十二分に
考えられます。本会では人口集中地区等での飛行にはリードも使用し安全フライトを
心掛けております。

※申請書については、国交省HP掲載の申請書の記載例を参考に、審査要領に従い提出
する。

様式 1：無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

様式 2：無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

様式 3：無人航空機を飛行させる者に関する飛行経験・知識・能力確認書

※申請書以外に提出する飛行マニュアルや機体の説明資料など他にもあります。

（イ）飛行開始予定日の 10 日前（土日祝日等を除く。）までに申請してください。ただし、
申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合がありますので、初めて申請
される方は、余裕をもって申請されるか、事前に相談されることをお勧めします。

③ 代行申請に関して

※本会の会員には、本会事務局が「許可・承認申請書」の記載方法を別途伝授、又は本会
が纏めて申請する「代行申請」が可能となっております。

（ア）本会が会員の申請書を提出する場合には、代行申請にあたりますので、申請書にその



旨記載いただき、同飛行を監督する責任者の氏名等を記載してください。なお、監督する責任者の役職は問いません。

(イ)この場合、飛行させる者の氏名は様式1の「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」において記載してください。

④ 無人航空機の飛行等に関する罪

(ア) 第五十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第三十二条の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

三 第三十二条の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者

四 第三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

※飛行の空域や飛行方法に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられる可能性があり、本会が管理する飛行させる者が航空法に違反した場合、本会も罰せられる可能性はあります。

8) ドローンを飛行（以下、「フライト」という）させる者の必要な訓練

① 基本的な操縦技量の習得には、飛行安定装置が装備されていない教材ドローン（200g 以下・以上）を活用。各クラスの講習内容がリードを装着した状態で、コントローラー（以下「プロポ」という）の操作に慣れる（容易にできるようになる）まで、フライト講習等受講する。

(ア) 会員として入会された方は、最初に各クラスの講習（認定試験として流用）を受講、「J class（ドローンを始めて触る方）・I class（初心者B）・H class（初心者A）」とし、会員個人の技量見極め後、技能認定証を発行しそのクラスの講習を受ける事を許可する。

(イ) クラスは J class（最下位）～A class（最上位）までの 10 等級（別紙参照）あり。

② クラス別昇級（卒業）試験で合格した会員には、本会が改めて「技能認定証」を発行する。

(ア) フライトする場合には屋内外に係わらず、必ず会員証兼技能認定証を携帯する事。

9) フライト技術の維持

① 会員は3ヶ月に2回以上、講習会・研修会にてフライト受講し、フライト技術の維持・向上を計る。

(ア) ドローンシミュレータを活用する等、プロポ操作の向上に励む。

② 未フライト期間が数ヶ月に及ぶ場合、1ランク下の技能講習を受けてから本講習を受講する。

4. 会員独自（指導教官不在時）で屋内外でフライトする場合の遵守事項

1) 遵守事項

① 本会では、夜間飛行や目視外飛行を禁止となっておりますが、行う方は、航空法第132条の2ただし書きによる国土交通大臣の承認を得た上で、2条5項「夜間飛行を行う際の体制」、2条6項「目視外飛行を行う際の体制」を十二分に理解し安全フライト体制を整えてからフライトする。

② ドローン（個人所有含む）は本会の「機器管理番号*S/N」登録が為されているか確認する。

③ 本会の推奨する「第三者賠償責任保険」に加入しているか確認する。

④ G class（指導員補）の技能認定証所持者でも規制区域外での単独フライトは禁じる。

(ア) 必ず F class（指導員）、E class（シニア指導員補）等、上級者と一緒にフライトを行う事。

(イ) 屋外でのフライトは、3人以上（操縦者・指導員・補助者）最低必要。

⑤ 第三者（以下、「人」という）に対し危害を防止する為、人の上空でドローン等フライトさせない。

⑥ フライト前に、気象・機体の状況及びフライト経路等について、安全にフライトできる状態である事を確認する。



- ⑦ 屋外でフライトする場合、5%以上の突風が発生する等、ドローンを安全にフライト出来なくなるような不測の事態が発生した場合には即時フライト中止する。
- ⑧ 衝突や後方乱気流による影響などを避ける為、航空機等に接近しない。
- ⑨ 酒精飲料などの影響により、ドローンを正常に飛行させる事が出来ない恐れがある間はフライトさせない。
- ⑩ フライトの危険が生じる恐れがある区域上空でのフライトは行わない。
- ⑪ 不必要な低空飛行、高調音を発する機器、急降下等、他人に迷惑を及ぼすようなフライトは行わない。
- ⑫ 物等の吊り下げ、又は、曳航は行わない。
- ⑬ フライトの安全を確保する為、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的（使用時、並びに、3ヶ月）に機体の点検・整備を行うと共に、点検・整備記録簿に記録、半年毎に本会へ提出。（電子的に記録管理）
- ⑭ フライトさせる際は、飛行記録簿に必要事項を記録、半年毎に本会へ提出。（電子的に記録管理）
 - (ア) フライト年月日
 - (イ) ドローンの操縦者氏名（操縦が指導教官補の上級者以外は、指導員・補助者氏名も記載）
 - (ウ) ドローンの名称（登録N/Sも含む）
 - (エ) フライト概要（飛行目的及び内容）
 - (オ) 離陸場所及び離陸時刻
 - (カ) 着陸場所及び着陸時刻
 - (キ) フライト時間
 - (ク) ドローンフライト時のヒヤリハット
- ⑮ ドローンのフライトによる人の死傷、他人の物件損傷、フライト時における機体の紛失又は飛行機等との接触、若しくは、接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った行政機関、並びに、本会担当指導教官まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における行政機関の報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行う。
 - (ア) ドローンのフライトに係る許可等の年月日及び許可番号
 - (イ) ドローンの操縦者氏名
 - (ウ) 事故等の発生した日時及び場所
 - (エ) ドローンの名称
 - (オ) ドローンの事故等の概要
 - (カ) その他参考となる事項

2) 安全を確保するために必要な体制

- ① ドローンをフライトさせる際の基本的な体制
 - (ア) 場所の確保・周辺状況を十分に確認し、人の上空ではフライトさせない。
 - (イ) 風速5%以上の状態ではフライトさせない。
 - (ウ) 雨の場合や雨になりそうな場合はフライトさせない。
 - (エ) フライトさせる際には、2人以上の監視員（指導員・補助者等）を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。
 - (オ) 監視員は、フライト範囲に人が立ち入らないよう注意喚起を行う。
 - (カ) 監視員は、飛行経路全体を見渡せる位置に於いて、ドローンの飛行状況、及び、周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。
- ② 非常時の連絡体制
 - (ア) 非常時には、以下のとおり関係機関に連絡する。
 - 一 地元警察署
 - 二 地元消防署
 - 三 国土交通省東京航空局保安部運用課 03-6685-8005



*保安部運用課執務時間外は管轄する最寄りの空港事務所等が報告先となります。

四 管轄空港事務

*執務時間外は前表に示した、飛行させた都道府県に対応する 24 時間対応の空港事務所へ連絡する。

五 本会の指導教官

3) 飛行許可書・承認書

- ① 規制対象区域内でドローンをフライトさせる会員は飛行許可書・承認書の原本、又は写しを携帯する。
- ② 本会の会員が「飛行許可・承認申請書」を申請する場合、G class（初級者 B）以上が対象で、下級クラスは申請自体不可能です。

5. 無人航空機（以下「ドローン」という）の点検・整備

1) 機体の点検・整備方法

① 飛行前の点検

（ア）飛行前には、以下の点について機体の点検を行う。

- 一 各機器は確実に取り付けられているか
- 二 モーターの異音はあるか
- 三 プロペラに傷や緩みはあるか
- 四 バッテリーの充電量は十分か
- 五 安全付属部品に異常はないか

② 飛行後の点検

（ア）飛行後には、以下の点について機体の点検を行う。

- 一 機体にゴミなどの付着はないか
- 二 ねじの緩みはないか
- 三 モーターやバッテリーの異常はないか

③ 3ヶ月毎に、以下の事項についてドローンの点検を実施する。

- 一 交換の必要な部品はあるか
- 二 ねじの緩みはあるか
- 三 プロペラに傷や緩みはないか
- 四 フレームの歪みはないか
- 五 安全付属部品に異常はないか

2) 点検・整備の記録

- ① 前項 1) に定める「使用時点検、並びに、3ヶ月点検」は、ドローンの点検・整備を行った際には、「点検・整備記録簿」（様式 1）により、点検・整備を実施した会員がその実施記録を作成し、会員個人が電子データ（PDF 等）により管理する。

（ア）本会が「点検・整備記録簿」の提出を要請した場合、遅滞なく電子データで提出する。

6. 参考までに

- ① 万が一、ドローンに係る等の事故が発生した場合、4 条 2 項②すべてに連絡しますが、国交省安全部宛てに速やかに「無人航空機に係る事故等の報告書」を提出いたします。

（ア）飛行許可申請の有無は関係なく、又、人身事故・物損事故等関係なく提出する事。

※ 注意：報告とは、「関係先に直ちに連絡」その後速やかに「運航安全課へ報告書の提出」を云う。

- ② 本会の J class～H class の技能講習等概要は「技能講習認定・昇級試験」で確認。

（ア）別紙参照、又は、本会 WEB サイトに掲載してあります。

- ③ 本会の全技能クラス概要は「各クラス認定概要（早見表）」で確認。

（ア）別紙参照、又は、本会 WEB サイトに掲載してあります。



④ 無人航空機に係る航空法改正、並びに、本会フライトマニュアルに関しては、常に最新情報を入手して下さい。

(ア)国土交通省：【無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール】で検索

(イ)本会：【<http://drone-conf.jp/shiryou.html>】の資料ページで確認

以上



(様式 1-1) ドローンの点検・整備記録

使用時点検・記録簿

機体名		登録 S/N		登録年月日	
点検日	点検者	点検内容		交換部品等	
		点検項目	点検結果		
			会員	S E	
モーター	外観				
	異音の有無				
	回転の状態				
プロペラ	外観				
	損傷				
	曲がり				
フレーム	外観				
	損傷				
	ねじの緩み				
電気系統	コネクタの状態				
	ケーブルの状態				
	バッテリーの状態				
プロポ	外観				
	スティックの状態				
安全装置	プロペラガード外観				
	安全バンパー外観				
	リード（固定金具）外観				
	センターポイント外観				
その他					
特記事項					

点検結果 処置記号	会員 記入	良好	締付	交換	S E 依頼	S E 記入	補修	分解 修理	分解 交換	改良	不良
		✓	T	△	✖		R	○	◎	I	✖

注記：「SE は所属ドローン協議会エンジニアの略」「SE 点検結果の不良(✖)は修理不能」

(様式 1-2) ドローンの点検・整備記録

3ヶ月点検・整備記録簿

機体名		登録 S/N		登録年月日		
点検日	点検者	点検内容		交換部品等		
		点検項目	点検結果			
			会員	SE		
モーター	外観					
	異音の有無					
	回転の状態					
プロペラ	外観					
	損傷					
	曲がり					
フレーム	外観					
	損傷					
	ねじの緩み					
電気系統	コネクタの状態					
	ケーブルの状態					
	バッテリーの状態					
プロポ	外観					
	スティックの状態					
安全装置	プロペラガード外観					
	安全バンパー外観					
	リード（固定金具）外観					
	センターポイント外観					
その他						
特記事項						

点検結果 処置記号	会員 記入	良好	締付	交換	SE 依頼	SE 記入	補修	分解 修理	分解 交換	改良	不良
		✓	T	△	✖		R	○	◎	I	✖

注記：「SE は所属ドローン協議会エンジニアの略」「SE 点検結果の不良(✖)は修理不能」



(様式2) ドローンのフライト記録

フライト記録簿

月/日	氏名 ① 操縦者 ② 指導員 ③ 補助者	飛行概要 *DC 講習会/研修会 *個人・グループ	飛行させた 無人航空機	離陸場所	離陸時刻	着陸場所	着陸時刻	飛行時間	総飛行時間	飛行の安全に影響あった事項

注記1：「DCは所属ドローン協議会の略」「DCの講習会/研修会は開催回数と受講名を記載」「個人・グループでの飛行は目的など詳細に記載」

注記2：アクシデント（接触・紛失・衝突等）に対し如何に素早くリスク情報を伝えるかが、2次災害を防ぐポイントです。以下は「リスク情報・伝達プロセス」です。

● リスク情報：

➢ 誰が・どこで・事故概要（死傷者情報、物件の破壊状況等）・許可番号（許可が必要な場所は報告）・機体名称・その他参考（現場写真等の有無）となる情報

● 伝達プロセス：

➢ 本人＝消防署・警察署・（目撃者）

➢ 許可発行機関「国交省東京航空局保安部運用課 03-6685-8005」「東京空港事務所 03-5757-3022、時間外 5756-1531」

➢ 施設管理者

➢ 本会指導教官等（担当「」携帯「」）

➢ 国土交通省 航空局 安全部 運航安全課（無人航空機担当窓口）に連絡後、「無人航空機に係る事故等の報告書」を速やかに提出する。

許可なく複製を禁じる